

魚津市告示第36号

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱の一部改正について
魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱（平成26年魚津市告示第48号）
の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第2条第2号を削り、同条第3号イを削り、同号ウを同号イとし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第4条第2号ただし書を削り、同条第5号中「居住した日」の次に「又は住民登録の日のいずれか早い日」を加える。

第5条中「入居費用助成及び家賃等助成」を「、入居費用助成」に、「、助成期間及び交付申請期間」を「、交付申請期間及び添付書類」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条第1号から同条第4号までに掲げるいずれにも該当する者に対する助成金の交付については、なお従前の例による。

別表第1を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

助成対象経費	助成金の額	助成金の限度額	交付申請期間	添付書類
<p>賃貸住宅に新たに居住するために必要な経費のうち、敷金、礼金、不動産事業者への仲介手数料等のうち、申請者本人又は申請者と生計を一にする者が支払うもの</p>	<p>助成対象経費の2分の1</p>	<p>10万円</p>	<p>当該賃貸住宅に居住した日又は住民登録の日のいずれか早い日から3月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し ・労働契約書の写し（社宅等へ入居する場合のみ） ・助成対象経費の内訳を明らかにする書類 ・助成対象経費にかかる領収書の写し又は支払証明書 ・富山県内の事業所に就業していること又は富山県内において開業していることを証する書類

備考

- 1 同一人への交付は、1回限りとする。
- 2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 入居費用に対して、事業所から住居手当等が支給されている場合は、当該手当等に相当する額を助成対象経費から差し引くものとする。

様式第 1 号の 2 から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第1号の2（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付申請書

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金の交付を受けたいので、魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、現住所の確認にあたり、住民基本台帳への照会を行うことに同意します。

また、賃貸住宅に入居した日から1年以上、魚津市に居住いたします。なお、1年以内に市外に転出した場合は、助成金を返還することに応じます。

記

1 助成対象経費	円
2 交付申請額	円

添付書類 賃貸借契約書の写し、領収書の写し又は支払証明書、その他関係書類

【事業所証明】（現在お勤めの事業所から証明を受けてください。）

上記申請者 （氏名） について、 年 月 日より雇用したことを証明します。

年 月 日 （事業所名）
（所在地）
（勤務地）
（代表者名）

印

様式第2号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付決定通知書兼額の確定
通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、次のとおり交付
の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交
付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 助成金の額

円

2 交付条件

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、審査の結果不交付となりましたので、魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

申請者 住所
氏名
電話番号

印

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた魚津市若年移住者賃貸住宅助成金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に、この告示による改正前の魚津市若年移住者賃貸住宅助成金交付要綱第4条第1号から第4号までの規定のいずれにも該当する者に対する家賃等助成については、なお従前の例による。